

## 耐震補強工事現場において、足場の上でコンクリート壁を手持ち式のコンクリートブレイカーで斫る作業中、バランスを崩し墜落

小学校の耐震補強工事現場において、校舎2階西側にある理科準備室のコンクリート壁を1段だけ組み立てた枠組足場の上で手持ち式のコンクリートブレイカーを使用して斫る作業中、被災者がバランスを崩したが、その足場には手すり等の墜落防止措置がとられていなかったため、約1.7mの高さから後ろ向きに床へ墜落して、頸部を負傷した。



被災者は災害発生当初、生命の別状はないものと判断された中で入院していたが、その後、容体が急変し、死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 足場の上でコンクリートブレイカーを両手で持って作業するにも関わらず、足場に手すり等の墜落防止措置が設けられていなかったこと。

同災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 2m未満の高さであっても、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場に手すり等の墜落防止措置を設けること。